

## 東北支部運営要領

社団法人農業農村工学会東北支部（以下「本支部」という。）の運営については、定款、規則及び支部規程に定めるほか、この要領に定めるところによる。

### （代表幹事会の任務）

第1条 本支部の代表幹事会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 本支部が行う事業計画案及び収支予算案の作成
- (2) 理事会で決定された本支部事業の実施及び経理
- (3) 本支部が実施した事業及び収支決算の本部への報告
- (4) 本支部所属の会員との連絡調整
- (5) 本部から特に依頼のあった業務
- (6) 本部との連絡調整
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な本支部の事業、事務

### （代表幹事会の開催）

第2条 代表幹事会は、年2回以上開催する。

### （議長・議決）

第3条 代表幹事会の議長は、支部長とする。

- 2 代表幹事会の議事は、過半数の代表幹事が出席し、出席した者の過半数をもって決する。可否同数のときは、支部長が決する。
- 3 議事の議決に関する委任状を提出した代表幹事は、出席者とみなす。

### （顧問）

第4条 本支部に必要な応じ顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、支部長が代表幹事会に諮って決定し、支部長が委嘱する。
- 3 支部長は、前項により顧問を委嘱したときは、会長に報告する。

### 附則

- 1 農業農村工学会東北支部支部規程は、平成23年3月31日で廃止する。
- 2 この要領は、平成23年3月7日から施行し、平成23年4月1日から適用する。